

# 軽費老人ホーム旭川緑光苑 運営規程

社会福祉法人旭川緑光会

## 軽費老人ホーム 旭川緑光苑運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川緑光会（以下「法人」という。）が運営する軽費老人ホーム（A型）旭川緑光苑（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理運営の方針)

第2条 施設の管理運営にあたっては、地域社会関係諸機関との密接な連携のもとに、入苑者に対して施設職員との相互信頼関係を基調とした、血の通ったキメ細かい処遇と運営の適正化を図り、もって健康で明るい老後の生活に生きがいを与えるよう努める。

### (職員の区分・予定数及び職務)

第3条 施設には、入苑者の処遇に支障を来たさないよう所要の職員を配置して、それぞれの職務に従事させるものとする。

2 職員の区分及び予定数並びに職務については、次の各号に掲げるとおりとし、必要に応じて配置する。

(1) 施設長：1人

理事長の命を受け、施設に従事する職員を指揮監督し、施設全般の管理運営の責に任ずる

(2) 事務長：1人

施設長を補佐し、施設の経理を指揮するとともに、一般事務部門を統轄する。また、施設長不在の時は、その責を代行する。

(3) 生活相談員：1人

上司の命を受け、入苑者の生活及び身上等に関する相談、助言者として処遇全般の向上について所掌業務を担当する。

(4) 看護職員：1人

上司の命を受け、嘱託医師の指導のもとに、入苑者の保健衛生並びに施設内医務室の運営にあたる。

(5) 栄養士：1人

上司の命を受け、入苑者の給食に関し献立表の作成を担当するとともに、食生活の改善向上等と調理全般の向上について指導助言にあたる。

(6) 主任介護員：1人

上司の命を受け、介護員を指揮し、入苑者処遇の主務者として、処遇全般の実施指導等、処遇全般の向上について所掌業務を担当する。

(7) 介護員：4人

上司の命を受け、入苑者の実態に応じて身の廻りの世話（介助・給食サービス等）にあたりるとともに、施設内の清掃を担当する。

(8) 調理員：4人

上司の命を受け、入苑者の給食に関する調理及び食品の保存衛生管理並びに食堂の管理運営にあたる。

(9) 嘱託医師：1人（非常勤職員）

入苑者に対する定期的健康診断及び月例診断等による疾病の予防並びに健康管理に関する医学的助言指導にあたる。

(10) 事務員：1人

上司の命を受け、OA機器の取扱いを主務とし、その他一般会計及び庶務的事務を担当する。

(11) 業務員：1人（臨時職員）

上司の命を受け、宿直業務又は施設の維持管理（建物・設備・備品・書類等の保全）並びに入苑者の安全及び衛生の確保、その他の事項を担当する。

（入苑者の定員）

第4条 入苑者の定員は50名とし、将来社会的要請により増員することがある。

（利用者）

第5条 この施設に入苑できる者は、生活にあてることのできる資産所得及び仕送り等の合算額が、国の定める基準により生活費については甲地、事務費については特甲地の50人施設における基本利用料の2倍に相当する程度以下のものであって、次のような事情のある者とする。

(1) 身寄りのない者

(2) 家庭の事情等によって家族との同居が困難な者

入苑者は、60歳以上独立して日常生活を営める健康な者とする。ただし60歳以上の配偶者と共に入苑する者についてはこの限りでない。

（基本利用料等）

第6条 入苑者の基本利用料は、別表のとおりとする。

2 前項のほか、10月1日から翌年4月30日までは、別表の暖房費を徴収する。

3 基本利用料等は、国の基準により毎年度改定されることがある。

（利用料の納付）

第7条 入苑者が負担する利用料等は、毎月20日までに翌月分を納入しなければならない。

ただし、月の途中で入苑する者は入苑の日とその月の分を納入するものとする。

（利用料の減額）

第8条 第6条に定める基本利用料等について、月の途中で入苑又は退苑する者の基本利用料等の減額は、日割計算した額とする。

2 入苑者が施設長の承認を得て、引き続き21食を超えて給食を受けなかった場合は、その超えた食数に応じ当該年度設定された、給食費1日当たりの金額の1/2を限度として減額することができる。ただし入院の場合は翌日から減額する。

- (1) 朝食 140円
- (2) 昼食 180円
- (3) 夕食 205円

3 前項いずれの場合においても、270食を超えて減額することはできない。

#### (入苑者の自己負担)

第9条 入苑者が自室で使用するラジオ、テレビ、冷蔵庫、その他の電気器具等の電気料金並びに入苑者の被服、日用品、医療費等は本人の負担とする。

#### (入苑の手續及び措置)

第10条 入苑を希望する者は、入苑許可申請書、身上調書、身元保証書、戸籍謄本、課税証明書(市町市民税)、健康診断書を添付して施設長の許可を受けなければならない。

- 2 入苑者は入苑の際、入苑契約書、転出証明書を提出しなければならない。
- 3 施設長は、新たに入苑した者に対し、直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
  - (1) 衣服、所持品等の把握及び健康衛生上必要な措置。
  - (2) 心身の状況及び技能その他身上についての調査。
  - (3) 施設の目的、方針、日課、行事その他苑内の規律等必要な事項の周知。

#### (入苑の制限)

第11条 施設長は、入苑を希望する者が次の各号の一に該当する場合は、入苑の許可をしないものとする。

- (1) 現に、疾病にかかり、共同生活が困難と認められるとき。
- (2) 伝染病の疾患があると認められるとき。
- (3) 精神に障害があると認められるとき。
- (4) 入苑に余裕がないとき。

#### (入苑者に対する処遇)

第12条 入苑者に対する処遇は、平等と信頼をもとに個々の人格を尊重し、血の通ったキメ細かい対応により適切かつ効果的な処遇につとめなければならない。

- 2 処遇の具体的方法については、次条以下に掲げるところによる。

#### (生活指導等)

第13条 入苑者が、常に健康的で明るい生きがいのある生活が送れるよう、あらゆる面において、その意見要望等を反映させる機会を設け、親身溢れるキメの細かい指導助言につとめるものとする。

- 2 入苑者個々のおかれている過去の境遇、特に生活状況、家庭状況及び心身の健康状態等について、身上把握をもとにした適切な指導助言を行い、生活の安定向上をはかるものとする。
- 3 生活指導にあたっては、常に相手の人格を尊重し、いたずらに入苑者を強制して、自由を拘束したり、又は、個人的な秘密の漏洩や、その他プライバシーを侵害することのないよう、その言動には特に配慮するものとする。

- 4 入苑者の疾病、収入の途絶等生活に困難を生じた場合には、医療機関への連絡及び家族との調整等、所要の措置をとるとともに、迅速適切な配慮を行うものとする。
- 5 入苑者の生活を豊かな明るいものにするため、新聞、雑誌及び図書等の教養その他の娯楽設備を備えるほか、各種レクリエーション等その実態に応じた余暇の善用、並びに後退機能の回復訓練等健康の保持に努めるものとする。
- 6 地域社会の諸行事に対する積極的参加や、また、施設において計画する諸行事にも広く地域住民の参加を求める等、相互親善を図る交流の機会を設け、更に、入苑者の要望と能力に応じた生産又は創造的活動の場にも参加できる機会を与える等、必要な助言指導について配慮するものとする。

#### (給食)

第14条 給食にあたっては、常に入苑者の嗜好と栄養のバランスを図りながら、食生活の改善向上に留意するとともに、施設の行事や季節の変化等を考慮した、新鮮かつ特色ある献立の創意工夫により、食生活に感謝と喜びを与えるよう三食を完全給食するものとする。

調理及び配膳にあたっては、常に衛生的で真心のこもった愛情ある給食を念頭に、調理技術の向上につとめ、内容の充実した給食により共に喜び合える快適な給食運営をはかる。

糧食等の貯蔵設備を設けて、貯蔵方法の研究による鮮度の持続、越冬野菜等の安全貯蔵等について適正な管理を行なうものとする。

#### (保健衛生及び健康管理)

- 第15条 入苑者に対する適切な健康管理と施設内外における衛生管理に留意し、快適な生活環境を確立するものとする。
- 2 入苑時における健康診断と、入苑後年2回別に指定する日に健康診断を実施して、早期に疾病(特に老人特有の疾病)を予防し、適正な健康管理につとめるものとする。
  - 3 調理員及び給食業務に従事する職員については、毎月1回以上の検便を行うほか、必要に応じ健康診断を受けなければならない。
  - 4 入苑者の状態に応じ、一時的疾病のため日常生活に支障がある場合は、介助、給食サービス等身のまわりの世話をを行うとともに、必要な診療を実施する等、キメ細かい親身の措置を講ずるものとする。
  - 5 緊急の場合において、必要な措置がとれるように、予め協力病院を指定しておき、また、入院を必要とする者に対しては、入院の措置を講ずるとともに、安心して療養に専念できるよう、健康保険、生活保護法等関連諸制度の活用について十分配慮するものとする。
  - 6 入浴は週 3回とし、身体を保清し疲労の回復をはかり、心に安らぎを与えるよう配慮するものとする。
  - 7 保健所等の指導・助言を受けて、食中毒及び伝染病の発生を防止するため万全の防疫体制を確立しておくものとする。

#### (施設で行う行事等への参加)

第16条 施設で行う主な行事には、入苑者全員参加するようつとめるものとする。行事等の細部は、

年度計画の示すところによる。

(宿日直体制)

第17条 夜間及び休日等における非常事態に備え、入苑者の安全を確保し、処遇に支障を来たさないよう宿日直員1名を配置するものとする。

(規律の保持)

第18条 入苑者は、相互の親睦につとめ健康で明るく楽しい毎日の生活を送るために、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指示・指導に従い、集団生活の秩序を保ち、相互に不必要な干渉を避け融和につとめること。
- (2) 喫煙等、火気の取扱いには特に注意し、各自責任をもつこと。
- (3) 苑の設備・備品類を大切に取扱い、故意に破損しないこと。
- (4) 飲酒めいてい、喧嘩口論、とばく等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 苑内での宗教的な争いや、宗教活動、その他物品販売行為等は一切しないこと。
- (6) 保健衛生に十分注意するとともに、苑内外の整理整頓、身の廻りを清潔にするようつとめること。
- (7) 所持品の保管に十分注意し、各自責任を持つこと。
- (8) その他、施設長が必要と認める事項。

(届 出)

第19条 入苑者は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、あらかじめ施設長に届け出なければならない。

- (1) 外来者と面会するとき。
- (2) 外出または外泊するとき。
- (3) その他、施設長が必要とする事項。

(退苑の措置)

第20条 施設長は、入苑者が次の各号の一に該当する場合は、身元保証人と協議のうえ、退苑させることができる。

- (1) 第5条に規定する入苑基準を超えたとき。
- (2) 入苑者が、第18条及び第19条に規定する事項を守らないとき。
- (3) 入苑者が、入苑時に締結した契約事項に違反したとき。
- (4) 入苑者が、疾病その他入院等により、苑の生活を継続することが困難であると認めるとき。
- (5) その他、退苑させることが適当であると認めるとき。

(身元保証人への連絡)

第21条 施設長は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、速やかにその旨を身元保証人に通知しなければならない。

- (1) 入苑者が、死亡したとき。
- (2) 入苑者が、施設で治療を受けることができない病気又は傷害にかかったとき。
- (3) その他、緊急を要する事態が発生したとき。

(非常災害対策)

第22条 施設長は、入苑者の安全を守り、非常災害に対処するための対策を講じておくものとする。  
2 非常災害に対する具体的計画は、別に定めるところによる。

(事故発生時の措置)

第23条 施設において、次の各号に掲げる事故が発生してときは、施設長は直ちに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 入苑者及び職員に伝染病が発生したとき、又は重大な事故が生じた各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (2) 職員の指示・指導に従い、集団生活の秩序を保ち、相互に不必要な干渉を避け融和につとめること。
- (3) 喫煙等、火気の取扱いには特に注意し、各自責任をもつこと。
- (4) 苑の設備・備品類を大切に取扱い、故意に破損しないこと。
- (5) 飲酒めいてい、喧嘩口論、とばく等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 苑内での宗教的な争いや、宗教活動、その他物品販売行為等は一切しないこと。
- (7) 保健衛生に十分注意するとともに、苑内外の整理整頓、身の廻りを清潔にするようつとめること。
- (8) 所持品の保管に十分注意し、各自責任を持つこと。
- (9) その他、施設長が必要と認める事項。

(損害の賠償)

第24条 入苑者が、故意又は重大な過失により、施設設備又は備品等を破損したときは、その弁済能力に応じて賠償させることができる。

(施設における日課)

第25条 施設における日課は、別表第2のとおりとする。

(記録の整備保存)

第26条 施設長は、施設の管理運営の実態を把握し、その状況を明らかにするために必要な記録を整備保存しておくものとする。

(その他の事項)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

## 附 則

- この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- この規程は、平成12年2月1日から施行する。
- この規程は、平成14年2月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。